

東京都緩和医療研究会 会則

第1条（名称）

本会は「東京都緩和医療研究会」と称する。（平成25年8月11日発足）

第2条（目的）

本会は、東京都における緩和医療の臨床・教育・研究の発展および地域連携の推進に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）学術集会、講習会等の開催
- （2）会員相互の親睦
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（会員）

会員は、原則として東京都に所在地を有する施設に勤務する本会の目的に賛同する医療福祉職、研究職、教育職にある者等で、所定の会費を納めた個人をいう。

2. 医療福祉職、研究職、教育職のいずれでもない者は、世話人会の承認を経て所定の会費を納めた個人を会員とする。

第5条（退会）

会員は、退会届を世話人会に提出することにより、任意に退会することができる。その場合、既納の会費および搬出金品は返却しない。

第6条（会員資格の喪失）

第4条の所定の会費の支払いを2年以上履行しないときは、会員の資格を喪失する。

第7条（除名）

本会の名誉を傷つけ、あるいは本会の目的に反する行為があった場合、世話人会の議決を経て当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第8条（役員）

本会に、若干名の世話人と2名の監事を置く。

2. 世話人のうち、1名を代表世話人とする。
3. 代表世話人及び監事は、世話人の互選とする。
4. 代表世話人及び監事の任期は2年とする。
5. 世話人は、世話人会において会員より選出する。
6. 役員の再任は妨げない。

第9条（所在地）

本会は、東京都新宿区信濃町 35 慶應義塾大学病院緩和ケアセンター内に置く。

第10条（運営）

- (1) 本会は会員の年会費、学術集会の参加費等で運営する。
- (2) 正会員の年会費は3,000円とする。正会員は、年会費を毎年6月30日までに納入しなければならない。
- (3) 学術集会は原則として年1回開催する。
- (4) 世話人会は学術集会、講習会、講演会の企画、運営を審議し決定する。
- (5) 会計年度は毎年5月1日より4月30日迄とする。

第11条（世話人会）

世話人会は、代表世話人が認めた場合にこれを招集し、代表世話人が議長となる。

2. 世話人会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。
3. 世話人会は、世話人会で軽微と認めた事項については、書面等をもって表決することができる。

第12条（委員会）

代表世話人は、必要と認めるときには世話人会の審議を経て、委員会を設け、委員長及び委員を指名することができる。

第13条（会則の改定）

会則の改定は、世話人会において定める。

第14条（その他）

本会の会則施行に必要な細則及び本会則に定めのない事項は、世話人会において定める。

附則

- 1 会則は、平成25年9月17日より暫定的に施行するが、平成26年1月12日に開催される世話人会での承認を必要とする。
- 2 発起人は、平成25年9月17日より暫定的に役員として本会業務に携わる。
- 3 第8条第5項の規定に関わらず、平成26年1月12日の世話会の開催時の世話人は、東京都在職で、その時点における日本緩和医療学会の代議員及び平成26年2月1日からの代議員予定者のうち、本会の目的に賛同し世話人になることを届け出た者とする。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成25年9月25日